

# 創業したら小規模共済!!

## 创业者のためのセーフティネット

### ◆「経営者の退職金制度」

- 豊かな老後のための準備

### ◆「万一の時の備え」

- 共済金等の受給権(掛金)は差押禁止

### ◆国が定めた制度で「安心・確実」

- 法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
- 国が全額出資する(独)中小機構が運営

### ◆掛金は、「月額1,000円から」

- 500円刻みで上限は月額7万円(年間84万円)
- いつでも、「増額」や「減額」ができます

### ◆とにかく「大きな節税」

- 掛金は、全額「**所得控除**」

※掛金全額所得控除による節税例 ……節税額 **109,500円!**  
課税所得400万円 ……税額 **785,300円**  
掛金月額3万円(年間36万円) ……加入後税額 **675,800円**

- 受取る時(共済金)は、「**退職所得扱い**」(一括受取)  
又は「**公的年金等の雑所得扱い**」(分割受取)

### ◆加入期間が長いほど有利…「**早め**に加入」

- 加入年数が勤続年数扱い

### ◆加入後は従業員数が増えても継続可(通算手続き時を除く) …「**資格があるうちに**」

さあ、迷わずに  
お申込みを!



加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主(共同経営者含む)及び会社等役員の方です。詳しくは制度のしおり等をご覧ください。

### 加入のお申込み先

- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会
- 金融機関の本支店

# FAX送付状

## 資料請求等

FAX番号：0267-46-1498

送付先：軽井沢町商工会 行き

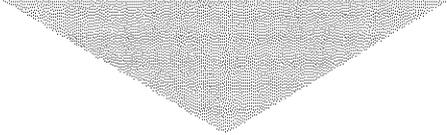
事業所名	
代表者名	
所在地	〒
電話	( )

※ご記入いただきました上記氏名、住所等につきましては、  
小規模企業共済制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

### 小規模企業共済制度について

(いずれかに○印を付けてください。)

1. 加入したい
2. 増額したい
3. 制度の詳しい説明を受けたい
4. 制度の案内を送ってほしい



この方向に入れてください。